

Jisung Horizon Newsletter

September 2009 Vol.1. No.2.

01 地平志誠ニュース

- 姜成(カン・ソン)代表弁護士、緑色成長委員会の顧問弁護士として委嘱
- 法務法人地平志誠、「2009年度国際特許紛争支援事業遂行機関」として選定
- 金性洙(キム・ソンス)弁護士、労働部諮問弁護士として委嘱

06 業務動向

- 地平志誠、韓国で初めて個人情報保護法律コンサルティングを株式会社アンラボに提供
- 地平志誠、「POSCO特殊鋼のベトナムプロジェクト」に対する法律諮問提供

04 業務動向

- 地平志誠、「江南INGタワー」引受金融関連の法律諮問提供
- 地平志誠、大韓住宅公社の未分譲ファンドコンソシウムへの法律諮問

09 コラム

- ロシア法律における破産の手続き(蔡熙錫(チェ・ヒソク)弁護士・李勝珉(イ・スンミン)ロシア弁護士)
- 私募投資専門会社(PEF)と同業企業課税制度(具相洙(グ・サンス)公認会計士)
- 世界経済危機と中国経済-対中国投資の際における注意すべき点に関して(明漢錫(ミョン・ハンソク)弁護士)

法務法人地平志誠のニュースレターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。



地平志誠

韓国ソウル市中央区南大門路4-45商工会議所ビル 11階

TEL: +82-2-6050-1600 FAX: +82-2-6050-1700 <http://www.js-horizon.com> E-mail: master@js-horizon.com
Copyright © JISUNG HORIZON Attorneys at Law All rights Reserved.

(地平志誠ニュース)

姜成(カン・ソン)代表弁護士、緑色成長委員会の顧問弁護士として委嘱



(写真：法務法人地平志誠 [姜成\(カン・ソン\)代表弁護士](#))

法務法人地平志誠の姜成(カン・ソン)代表弁護士は、6月8日に、大統領直属の緑色成長委員会の顧問弁護士として委嘱されました。

緑色成長は、気候変化とエネルギー危機を克服することはもちろん、新しい市場と仕事を創出し、経済成長を主導する新たな動力でもあります。

大統領直属の緑色成長委員会は、政府の緑色成長政策を審議・調律する機構として、社会の多様な階層からの様々な意見を反映し議論する役割を果たしています。

[関連資料]



■ Website of Green Growth Korea : <http://www.greengrowth.go.kr>

■ 法務法人地平志誠姜成(カン・ソン)代表弁護士委嘱状 [\(Click\)](#)

JS Horizon

(地平志誠ニュース)

法務法人地平志誠、「2009 年度国際特許紛争支援事業遂行機関」として選定

法務法人地平志誠は、韓国知識財産保護協会の「2009 年度国際特許紛争支援事業遂行機関」として選定されました。

韓国知識財産保護協会の「国際特許紛争支援事業」は、特許紛争によって海外企業から被害を受けている国内企業の知的財産権確保と権利を保護し、特許紛争におけるオーダーメイド(order made)型対応のために整えられたものであり、特許交渉及びライセンス交渉支援、対応特許発掘支援、特許訴訟予備手続き及び技術分析・評価支援などのサービスを提供しています。

地平志誠は、今回の国際特許紛争支援事業の遂行機関として選定されることによって、海外企業を相手とする国内企業の特許関連紛争において、より、積極的な支援が行えると思います。

[担当弁護士]



姜成(カン・ソン)代表弁護士



崔承洙(チェ・スンズ)弁護士



李殷雨(イ・ウンウ)弁護士



金凡熙(キム・ボムヒ)弁護士

JS Horizon

(地平志誠ニュース)

金性洙(キム・ソンス)弁護士、労働部諮問弁護士として委嘱



(写真：法務法人地平志誠 [金性洙\(キム・ソンス\)弁護士](#))

地平志誠の金性洙(キム・ソンス)弁護士が、2009 年 7 月 1 日付けで労働部諮問弁護士として委嘱され、主に、雇用・勤労基準・産業安全分野に対する諮問を担当することとなりました。

最近、景気後退の影響によって、産業現場における安全保健が疎かにされ、事故災害者が増加しています。

労働部は、今年、産業災害の被害を受けた労働者を 1 万人まで減らすという計画を立て、中小職場に予算 1,955 億ウォンを投入しつつ、予防活動に力を注いでいます。特に、50 人未満の職場の 10 万 200 箇所が集中管理対象として指定され、教育、技術、財政的に支援されています。

[関連資料]

- [Website of South Korea's Ministry of Labor \(Click\)](#)

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、「江南INGタワー」引受金融関連の法律諮問提供

KB 不動産信託は、2009 年 8 月 9 日、不動産私募ファンドである「KB ワイズスター私募不動産投資信託第 1 号」を通じ、ソウル市江南区の駅三洞にある ING タワー（地上 26 階・地下 6 階、延べ面積：6 万 7 千㎡）を 4,000 億ウォンで購入したと発表しました。

法務法人地平志誠は、この案件と関連し、SC 第一銀行、サムスン火災などを代理して 2,000 億ウォンを超える資金を貸与する業務を成功的に遂行しました。

[担当弁護士]



李幸揆(イ・ヘンギョ)弁護士



吉永敏(ギル・ヨンミン)弁護士



崔守鎭(チェ・スジン)弁護士



兪丁漢(ユ・ジョンハン)弁護士



李恩英(イ・ウンヨン)弁護士



洪眞敬(ホン・ジンギョン)米国弁護士



具相洙(グ・サンス)公認会計士



柳龍鉉(リュ・ヨンヒョン)公認会計士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、大韓住宅公社の未分譲ファンドコンソシウムへの法律諮問

去る 5 月 27 日、大韓住宅公社が公募する第 1 号未分譲ファンドの優先交渉金融主管社が選定されました。今回に選定された優先交渉金融主管社は、「未来アセット証券・ウリ投資証券・未来アセットマップス資産運用」コンソシウムと、「ハナ・新韓」コンソシウム、「KB・東部」コンソシウムなど、3 つのコンソシウムです。

法務法人地平志誠は、これらのコンソシウムの中、未来アセット証券・ウリ投資証券・未来アセットマップス資産運用」コンソシウムを代理し、法律諮問を提供しています。

[担当弁護士]



崔眞淑(チェ・ジンスク)弁護士



黃勝華(ファン・スンファ)弁護士



李幸揆(イ・ヘンギュ)弁護士



吉永敏(ギル・ヨンミン)弁護士



金泰逸(キム・テイル)弁護士



李恩英(イ・ウンヨン)弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、韓国で初めて個人情報保護法律コンサルティングを株式会社アンラボに提供

統合保安ソリューション企業である株式会社アンラボ(アン・チョルス研究所)は、去る 5 月 25 日、法務法人地平志誠と協力し、韓国では初めて新しいタイプの個人情報保護に関する体系的なコンサルティングサービスを始めると、発表しました。

これは、韓国では初めての出来事で、企業の個人情報保護のための技術的コンサルティングと法律諮問コンサルティングを結合したものであり、法務法人地平志誠は関連法令及び関係機関が要求するレベルに合うように、対象会社の個人情報保護に関する社内規程及び保護システムを診断・是正し、今後において発生しうる法的リスクを診断・予防措置を取りつつ、定期的な診断と役職員に対する保安教育を行う業務を遂行し、アンラボは顧客会社の現段階におけるシステムから個人情報流出される可能性があるか如何に対する技術的な診断及び保安体系の構築、個人情報の流出事故が発生した場合における迅速な対応など、技術的支援業務を担当することになります。

その間、韓国で発生した数件の大規模の個人情報流出事故においては、事故が発生してから提起される集団的訴訟に対し、会社が応訴する形で紛争が進行されました。しかし、改正法においては、個人情報流出事故が発生した場合、会社は当該顧客に流出事実を直ちに通知する義務を新たに設置したため、企業の法的義務及び訴訟におけるリスクがより大きくなりました。実際に、アメリカやヨーロッパでは、個人情報流出事故の際、莫大な賠償金を支払うことによって企業が倒産するケースも発生しているほど、企業の個人情報保護義務は、ますます重要な課題になりつつあります。

このような時期において、韓国で初めて発足した上記のようなサービスは、顧客企業の安定性と企業信頼度上昇に大きく役立つことになると思います。

[担当弁護士]



崔承洙(チェ・スンス)弁護士



李殷雨(イ・ウンウ)弁護士



金芝娟(キム・ジヨン)弁護士



李紹榮(イ・ソヨン)弁護士



金凡熙(キム・ボムヒ)弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、「POSCO 特殊鋼のベトナムプロジェクト」に対する法律諮問提供

去る 5 月 29 日、「POSCO 特殊鋼株式会社が、単独で投資申請手続きを進めている総投資費用 6 億 2 千万ドル、年間生産能力 100 万トン規模の製鋼及び圧延工場プロジェクトに、ベトナムスチール(ベトナム国営鉄鋼会社)が持分参加意思を表明するとの了解覚書(MOU)を締結した」との記事が発表されました。

法務法人地平志誠は、このプロジェクトのすべての過程において、法律諮問を提供しています。

上記プロジェクトに対する投資許可書は、6 月中に発行される予定であります。また、ベトナムのホーチミンシティ付近のブンタウ省に竣工される予定のこの工場は、年間型鋼 70 万トン、棒鋼 30 万トンの生産能力を有することとなります。

[担当弁護士]



ハン・スンヒョク オーストラリア弁護士



Bui Tran Dang Khoaベトナム弁護士

JS Horizon

(コラム)

ロシア法律における破産の手続き



(写真：法務法人地平志誠 [蔡熙錫\(チェ・ヒソク\)弁護士](#)・[李勝珉\(イ・スンミン\)ロシア弁護士](#))

破産の手続き

債務者の支払能力回復が不可能であると判断される場合、商事法院は債務者の破産を宣言し破産手続きを開始することができます。破産手続きは、債務者の財産を債権者に公平に返済することにその目的があります。破産宣言及び破産手続きの開始決定がなされると、これと同時に債務者の財産に対する調査(Инвентаризация имущества)を遂行する破産管財人(Конкурсный управляющий)が選任されます。債務者に帰属されているすべての財産は、清算財団(конкурсная масса)を構成し、清算財団に含まれた財産は、倒産法の定める順位によって債権者に配当されます。また、配当手続きにおいて、各順位ごとの債権額がすべて満足される場合に限り、後順位債権の返済が可能になります。該当順位内においても、すべての債権額を満足させることができない場合、債権額は比率によって按分配当されることとなります。ただし、法定費用、管理人報酬、倒産手続き関連費用は、下記の順位と関係せずに最優先的に返済されます。倒産法で定めている配当順位は、下記の通りです。

1. 1 順位: 障害による損害賠償金及び慰謝料(компенсация морального вреда)
2. 2 順位: 退職金、未支払い賃金、著作権料
3. 3 順位: その他の一般債権

一方、担保権者は担保物と関連し、一般債権者に対して優先権を有します。また、担保権者が担保物の処分を通じて返済処分を受けなかった債権に対しては、他の一般債権者と同一な順位で配当に参加することができます。

債務者に対し、更生手続きや外部管理手続きが開始されていない状況において、破産手続き中に債務者に支払能力が回復したと信頼できる根拠がある場合、破産手続きを終了させ外部管理手続きを開始することが可能です。このために、破産管財人は債権者集会を召集し、これを報告しなければならず、商事法院は債権者集会の承認(ходатайства собрания кредиторов)に基づき、破産手続き終了及び外部管理手続き開始を決定することができます。破産による配当が終結された後、破産管財人は破産手続き経過報告書を商事法院に提出しなければなりません。

破産管財人が提出した報告書の検討を行い、商事法院は破産手続き終結決定をし、これに基づいて、法人登記簿謄本に対象法人の消滅が登記され、対象法人消滅登記が終了する時点で破産手続きが終結されたものとみなされます。

和議手続き

和議手続きは、第 1 回債権者集会が開催されてからは、倒産手続きのいかなる段階においても行われることが可能です。和議契約のためには、債権者の過半数と担保受権者全員が和議の同意しなければならず、商事法院を承認が必要になります。ただし、和議契約は、破産手続きにおいて適用される 1 順位及び 2 順位配当権者の債権が、すべて返済された場合に限ってのみ、可能です。

和議契約は、債務者の債務履行手続きと機関に関する内容を含まなければならず、書面で作成しなければなりません。債務者が和議契約を不履行する場合、債権者は和議契約の解除ないし、訴訟を通じて和議約定で規定した金額の支払いを請求することができます。 JS Horizon

(コラム)

私募投資専門会社(PEF)と同業企業課税制度



(写真：法務法人地平志誠 [具相洙\(グ・サンス\)公認会計士](#))

1. PEF 関連課税制度の変更

2008 年まで、「間接投資資産運用業法」による私募投資専門会社(以下、PEF)が配当可能利益の 90%以上を配当する場合、その金額を所得金額から控除することができました(2008 年 12 月 26 日改正前法人税法第 51 条の 2 第 1 項第 2 号。以下「所得控除規定」)。また、配当可能利益を超過し配当決議を行う場合にも、上記法人税法上、所得控除規定の適用受けられました(書面 2 チーム-60. 2007.1.9.)。これによって、PEF が税務上課税標準に相当するすべての金額を配当すると決議する場合、法人税課税標準金額が発生せず、法人税を負担しないことも可能でした。

ところが、2008 年 12 月 26 日法人税法改正の際、PEF は、上記所得控除規定の適用を受けられる対象会社から除外されました(現行法人税法第 51 条の 2 第 1 項第 2 号)。その代わりに、PEF は 2009 年から同業企業課税特例制度の提供を受けられることになりました(租税特例制限法第 100 条の 15 第 1 項第 3 号)。

このように、2009 年以後、PEF に適用される課税制度が相当変更されましたが、以下では、その内容を検討します。

2. 2009 年以後の適用される PEF に対する課税制度

1) 2009 年 1 月 1 日以前に登録した PEF の場合

2009 年 1 月 1 日以前に「間接投資資産運用業法」第 144 条の 6 によって金融委員会に登録した PEF の場合、2009 年 1 月 1 日以後、最初に開始する事業年度の開始日から 1 ヶ月以内に租税特例制限法第 100 条の 17 によって同業企業課税特例(以下、同業企業課税特例)の適用を申請しなかった場合、法人税法第 51 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定にもかかわらず、該当法人の解散登記日が属する事業年度までは従来の規定を適用し、この場合、該当法人は、その解散登記日の属する事業年度まで同業企業課税特例の適用を受けられません(法人税法附則(2008.12.26)第 20 条第 1 項)。

つまり、2009 年 1 月 1 日以前に登録した PEF の場合、2009 年 1 月 1 日以後、最初に開始する事業年度の開始日から 1 ヶ月以内に同業企業課税特例の適用を選択したのであるならば、選択した事業年度からは同業企業課税特例の適用が受けられますが、これを選択しなかった場合には、解散時まで同業企業課税特例の適用を受けられません。その代わりに、法人税法の改正に関わらず、既存の法人税法に従って配当可能利益の 90%以上を配当する場合、その金額だけ、所得控除の適用を受けられます。

2) 2009 年 1 月 1 日以後の登録した PEF の場合

2009 年 1 月 1 日以後に登録した PEF が同業企業課税特例の適用を受けようとする場合、その特例の適用を受けようとする課税年度の開始日以前(設立日から適用を受けようとする場合、設立日が属する課税年度の開始日から 1 ヶ月以内)に同業企業課税特例適用申請書を、納税地管轄税務署長に提出しなければなりません(租税特例制限法第 100 条の 16 第 1 項)。

つまり、2009 年 1 月 1 日以後に登録した PEF の場合、同業企業課税特例を申請する場合、同業企業課税特例の適用を受けられますが、申請しない場合には一般内国法人と同一に法人税納税義務を負担しなければなりません。この場合、PEF が所得控除規定の適用が受けられず、PEF 段階及び投資家段階において 2 重課税問題が生じえますが、PEF が一般的な内国法人と同様に取り扱われるため、その投資家である GP と LP は、所得税法上のグロス・アップ(Gloss-up)制度及び法人税法上の収入配当金益金不算入制度を通じて、2 重課税問題を解決することができます。しかし、現行税法の規定上、このような制度を通じて、完全な 2 重課税調整は行われません。

一方、一般の内国法人のように法人税納税義務を負担したものが、同業企業課税特例の適用を受けようとする場合には、課税年度の開始日以前に同業企業課税特例を申請すれば、この特例の適用が受けられます。

3. PEF と同業企業課税特例

PEF が同業企業課税特例を選択する場合、PEF には法人税納税義務がなく、その投資家(同業者)である GP や LP のみが納税義務を負担します(租税特例制限法第 100 条の 16 第 1 項及び第 2 項)。GP と LP の納税義務は、従来から存在しており、同業企業課税特例の選択によって、PEF の納税義務のみがなくなるわけです。もちろん、従来にも、PEF が配当可能利益の 100%を配当する場合、その金額だけ、所得控除が行われ、実質的に法人税を納付しなくてすみましたが、そのようにしても、法人税の申告義務は履行すべきであった反面、同業企業課税特例制度の下では、同業企業(PEF)は法人税納税義務がないので、このような申告義務も負担しないという点に、その違いがあります。

PEF の投資家たちは、法的な側面からは PEF から配当を受けて所得を得ることになりますが、税法上では同業者(GP 及び LP)が配当を実際に受け取ったかに関係なく、同業企業の課税年度の終了日が属する課税年度の所得税、または法人税課税標準計算時に PEF が得た所得の中で、投資家に帰属されうる金額分だけ、投資家に実際に配当されたものとしてみなされ課税されることになります。つまり、PEF が譲渡所得、または配当所得などの所得が発生した場合、その所得を投資家に実際に配当したか如何を問わず、PEF の事業年度終了日現在、GP と LP には、これらを自分の所得として課税することになります。この場合、所得の源泉を判断するに当たって、GP は PEF の所得の源泉として判断されますが、LP は PEF の所得の源泉に関係なく、配当所得としてのみみなされることになります。つまり、GP の場合、PEF の源泉である譲渡所得、または、配当所得を自ら直接に受け取ったこととみなされて税法が適用されますが、受動的同業者である LP の場合には、PEF の所得の源泉に関係なく、PEF から配当を受けられたこととみなされて課税されることになります。一方、GP 及び LP にすでに配当されたこととみなされ、所得税、または法人税を課税された金額を財源として PEF が配当する場合、その配当金額に対し、GP 及び LP に追加的に課税は行われません。

4. 結論

以上のように、2009 年以後には、PEF の課税制度がだいぶ変更されましたので、PEF の設立及び運用において、このような課税制度の変更による効果等を詳しく検討し、租税上の不利益がないように注意すべきであると思います。

JS Horizon

(コラム)

世界経済危機と中国経済-対中国投資の際における注意すべき点に関して



(写真：法務法人地平志誠 [明漢錫\(ミョン・ハンソク\)弁護士](#))

昨年の下半期後、金融危機によって世界経済が沈滞しています。韓国はもちろん、アメリカ、ヨーロッパ、東南アジアなどの世界各地域の経済沈滞が係属しています。しかし、このような状況の中においても、中国は持続的な経済成長を続けています。全世界的にはマイナス成長率を記録すると予想される中、中国は、7-8%の経済成長が可能であるとのこと。むしろ、最近、中国当局は、インフレーションの恐れがあるとの事から、それを事前に遮断するための対策まで準備しています。このような経済成長に基づき、「G2」という新造語まで生まれるほど、中国の世界経済に及ぼす影響力は日々大きくなりつつあります。最近、ジョージ・ソロスは、中国を「肯定の力(positive force)」に比喻し、「中国は、世界経済の最近の危機から脱出できる原動力を提供するだろう」と評価したと、7月8日(現地時間)のブルームバーグ通信が伝えました。

このような中国の成長振りは、中国の成長基盤時代た充実なものであるためでもあります。金融危機に対する中国当局の適切で迅速な措置のためでもあると考えられます。中国は、昨年、数回にわたる金利引下げ措置を取る一方、4兆元に達する投資計画も発表しました。また、様々な不動産浮揚策も打ち出し、大規模の社会間接資本の拡充に乗り出しています。これは、世界的な経済沈滞によって輸出が減少される中において、内需拡大を通じた経済回復を図るためのものであると思われます。

こういった中国の経済成長ぶりに照らすと、韓国の対中国投資も著しく増えたものと予想されますが、筆者の経験からいうと、現在までは、むしろ、対中国投資が非常に減少しています。その原因としては、第1に、韓国企業及び金融機関の資金梗塞及び危機回避傾向によるものがあります。言い換えると、中国市場がいくら展望がよいといっても、投資主体の資金事情がよくないので投資余力がなく、投資余力があるとしても、その展望が非常によくないので投資を避けるからです。第2に、

為替問題をあると思います。過去、1 元に 120~130 ウォン程度した為替レートが、今は 200 ウォン台以上に達しています。言い換えると、中国の物価が上がっていなくても、同一な投資を行うためには、国内調達資金はほぼ 2 倍に達することになり、収益性をあわせることが容易ではないからです。とにかく、中国投資において大きな役割を果たしていた国内の金融機関は、昨年の下半期後から今年の上半期まで、ほとんど、対中国投資を行っていません(もちろん、他の投資もほとんどありませんでした)。

しかし、最近になっては、いくつかの機関から、そろそろ対中国投資を模索する姿が見えます。何より、堅実に経済が成長しており、また、これに基づいて中国元は、より、強勢になるのと予想されるからです。これに関連し、法律的な面から注意すべきいくつかの事項を考えて見ましょう。

まず、中国は、法律制度が非常に充実している国であるということです。ある事業を行おうとする場合、法的根拠がある場合とそうでない場合もあります。中国の場合、かかる法的根拠が、思ったよりも、充実しています。これが意味するのは、当該事業を行えるか否かに対し、法的欠点がないということを意味します。もちろん、これは、事業を行いやすく法律が整備されているということを意味するものではありません。また、当該事業が法令上、禁止、もしくは、制限されている場合、違法的にそのような制限を回避しようとする行為に対しても、規律することができるということを意味します。一般的に、中国をクアンシの国として、人的ネットワークがよければ、すべてのことができると思われがちですが、必ずしもそうではないというのは周知の事実です。法的根拠がなければ、いくら優れた人的ネットワークを持っていたとしても、事業は行えません。

第 2 に、中国の法令は、頻繁に変動されるということです。これは、中国の立法体系の特殊性に起因するものです。韓国の場合、国民の権利や義務に影響を及ぼす事項は、国会において立法を行わなければならない、行政部は国会が具体的に委任した事項のみを規律します。従って、新しい事項や変更した状況の中で立法を行おうとする場合、ある程度の時間が要されます。しかし、中国は、そのような事項も行政部が規程できます。換言すると、中国法令の特徴は、非常に重要な事項も行政部が立法を行って規律することが可能であり、従って、迅速な立法ができるという点です。不動産関連立法をみても、2006 年以後、外国人の不動産所有制限が行われてから、2007 年には外資系の不動産開発会社に対する外債制限が行われました。また、最近になっては、そのような制限が緩和されました。これらは、すべてが行政部の立法を通じて行われたものであります。要するに、中国で事業を行おうとすれば、法令の制定、改正、変更に注目しなければならないということです。

第 3 に、地方政府ごとに、ある程度の自立性を持っているということです。これは、地方政府の立法権を通じて実現されることもあります。法令解釈及び先例の蓄積を通じて行われることもあります。解釈の余地のある法令の場合、地方ごとに統一的に規律されることは望まれません。従って、中国で事業を行おうとすれば、当該地方において法令をどのように解釈し運営しているのかも必ず確認を取らなければなりません。

JS Horizon



地平志誠

<http://www.js-horizon.com>

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル11階 Tel : +82-2-6050-1600 Fax : +82-2-6050-1700

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6230-7400 Fax : +82-2-6230-7599

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #2205 Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist. 1, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903